

公立大学法人前橋工科大学における授業料徴収猶予及び分割徴收取扱基準  
に関する細則

平成25年4月1日制定  
公立大学法人前橋工科大学細則第19号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人前橋工科大学授業料等の免除等に関する規程（平成25年規程第86号）第16条の規定に基づき、授業料の徴収猶予及び分割徴収の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(学業成績の基準)

第2条 学業成績が優秀と認められる者は、下表の基準を満たすものとする。

区分	基準	
学部	1年	入学試験をもって学業成績が判定されるため、特に制限しない。
	2年	卒業必要単位数の4分の1以上を修得していること。
	3年	卒業必要単位数の2分の1以上を修得していること。
	4年	卒業必要単位数の4分の3以上を修得していること。
前期院課程博士	1年	入学試験をもって学業成績が判定されるため、特に制限しない。
	2年	修了必要単位数の2分の1以上を修得していること。
後期院課程博士	1年	入学又は進学をもって学業成績が判定されるため、特に制限しない。
	2年	修了必要単位数のうち、2単位以上を修得していること。
	3年	修了必要単位数のうち、4単位を修得していること。

(人物の基準)

第3条 人物が優秀と認められる者は、平常の学業等の態度（学部1学年の前期分にあっては出身高等学校の調査書等の内容を、大学院博士前期課程1学年の前期分及び大学院博士後期課程1学年の前期分にあっては入学試験の面接の内容をいう。）が優秀であると認められるものとする。

(その他)

第4条 この細則に定めるもののほか、授業料の徴収猶予及び分割徴収の取扱いに關

し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。